

- ・ 賃借権は債権です。債権は人が人に契約上の請求をする権利です。・ ・物権とありますから誤りです。（物権は物を直接排他的に支配する権利とされています。）
- ・ 賃借権も登記があれば第三者対抗要件となり新しい所有者に対抗できるようになっています。
- ・ また・借地借家法第10条では・ ・借地人が建物の保存登記等をしておくと新しい土地所有者に対抗出来る・ ・という賃借権の性格もあります。

第10条抜粋（借地権の対抗力等）

1 借地権は、その登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができる。

2 前項の場合において、建物の滅失があっても、借地権者が、その建物を特定するために必要な事項、その滅失があった日及び建物を新たに築造する旨を土地の上の見やすい場所に掲示するときは、借地権は、なお同項の効力を有する。ただし、建物の滅失があった日から二年を経過した後には、その前に建物を新たに築造し、かつ、その建物につき登記した場合に限る。